

公益財団法人 第四北越奨学会 定款

公益財団法人 第四北越奨学会
(2021 年 1 月 1 日名称変更)

公益財団法人第四北越奨学会 定款

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、公益財団法人第四北越奨学会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を新潟県新潟市に置く。

第 2 章 目的および事業

（目 的）

第 3 条 この法人は、新潟県内に居住する者の子弟のうち、新潟県内所在の高等学校等を卒業し、思想堅実、学業優秀、心身健全でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援助を行い、社会有用の人材を育成することを目的とする。

（事 業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）学資金の給与

（２）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 資産および会計

（基本財産）

第 5 条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするときおよび基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

（事業年度）

第 6 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第 7 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第8条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、評議員会に提出し、第1号および第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- （1）事業報告
- （2）事業報告の附属明細書
- （3）貸借対照表
- （4）損益計算書（正味財産増減計算書）
- （5）貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- （6）財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1）監査報告
- （2）理事および監事ならびに評議員の名簿
- （3）理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
- （4）運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

（評議員）

第10条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

（評議員の選任および解任）

第11条 評議員の選任および解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- （1）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員およびその配偶者または3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハまたはニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の３親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(２) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人または同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任 期）

第１２条 評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２ 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３ 評議員は、第１０条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第１３条 評議員は、無報酬とする。

第５章 評 議 員 会

（構 成）

第１４条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権 限）

第１５条 評議員会は、次の事項について決議する。

(１) 理事および監事の選任又は解任

- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）ならびに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議されるものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選により選出する。

(決 議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、評議員（決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。）の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分または除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事または監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した評議員の2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

（役員の設置）

第21条 この法人に次の役員を置く。

（1）理事 6名以上10名以内

（2）監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 第2項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第22条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長および常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

（理事の職務および権限）

第23条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長および常務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事または監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第26条 理事および監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

（報酬等）

第27条 理事および監事は、無報酬とする。

第7章 理 事 会

（構 成）

第28条 理事会は、すべての理事で構成する。

（権 限）

第29条 理事会は、次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長および常務理事の選定および解職

（招 集）

第30条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議 長）

第31条 理事会の議長は、理事長とする。

（決 議）

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第34条 この定款は、評議員の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条および第11条についても適用する。

（解 散）

第35条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第36条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第37条 この法人が清算をするときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第38条 この法人の公告方法は、法令の定めに従い電子公告により行う。

第10章 雑 則

（委 任）

第39条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、久須美 隆とする。
また、この法人の最初の常務理事は、大矢総一郎とする。

別 表 基本財産

種 別	銘 柄	数量（株数、額面）
投資有価証券	○国内株式 （株）第四北越フィナンシャルグループ （株）みずほフィナンシャルグループ	85,153 株 6,960 株

（2021 年 1 月 1 日改正）